

令和4年度宮崎支部事業報告について

令和4年度宮崎支部重点施策および目次

分野	具体的施策等	担当グループ	ページ	
基盤的 保険者機能強化	1. 効果的なレセプト内容点検の推進	レセプト	2	
	2. 返納金債権発生防止のための保険証回収強化・債権管理回収業務の推進	レセプト	3-8	
	3. サービス水準の向上	業務	9	
	4. 現金給付の適正化の推進	業務	10	
	5. 柔道整復施術療養費等における文書照会の強化	業務	11	
	6. 限度額適用認定証の利用促進	業務	12	
	7. 被扶養者資格の再確認の徹底	業務	13	
戦略的 保険者機能強化	8. データヘルス計画の着実な実施	i) 特定健診実施率・事業者健診データ取得率の向上	保健	14-16
		ii) 特定保健指導の実施率の向上	保健	17
		iii) 重症化予防対策の推進	保健	18
		iv) コラボヘルスの推進	企画+保健	19
	9. 広報活動や健康保険委員を通じた加入者等の理解促進	企画総務	20-21	
	10. ジェネリック医薬品の使用促進	企画総務	22-23	
組織 運営	11. 地域の医療提供体制等への働きかけや医療保険制度に係る意見発信	企画総務	24	
	12. 費用対効果を踏まえたコスト削減等	企画総務	25	
	【参考資料】各種広報作成物	企画総務	26-28	

1. 効果的なレセプト内容点検の推進

<KPI及び数値目標>

①②KPI未達成

	令和4年度		令和3年度	
	宮崎支部	全国	宮崎支部	全国
① 社会保険診療報酬支払基金と合算したレセプト点検の査定率について 対前年度（0.282%）以上とする。	0.281% 全国29位	0.337%	0.282% 全国30位	0.332%
② 協会けんぽの再審査レセプト1件当たりの査定額を 対前年度（5,872円）以上とする。	5,795円 全国31位	7,125円	5,872円 全国23位	6,330円

<取組内容>

レセプト点検の効果向上に向けた行動計画に基づき、レセプト点検の質的向上とシステムを活用した効率的な点検により、査定率向上に取り組む。

<令和4年度の実施結果>

- ◆ 点検員のスキルアップ
 - ・個別面談の実施 ・データ分析による点検員の能力把握 ・毎月の勉強会の実施
 - ・外部講師による研修会の実施（医科1回目11/28～29・2回目2/17 歯科2/2～3）
 - ・大分・熊本・宮崎3県のWebによる歯科意見交換会（10/31・12/28・2/24 3回）
- ◆ システム点検の精度向上
 - ・自動点検をより効果的に実施するためのマスタメンテナンスの実施
- ◆ 支払基金との連携
 - ・随時の協議会及び書面による照会を実施。審査結果に対する疑義等について協議。
- ◆ 進捗会議の活性化
 - ・月例の進捗会議を毎月開催し、協議による施策を随時実施。

<令和5年度の取組>

KPI：① 社会保険診療報酬支払基金と合算したレセプト点検の査定率について**対前年度（0.281%）以上とする。**

② 協会けんぽの再審査レセプト1件当たりの査定額を**対前年度（5,795円）以上とする。**

計画に基づき、点検員との毎月の面談及び勉強会の実施、外部講師による研修会を実施するなど点検員のスキルアップを図り、また、高額レセプトから重点的に審査するなど効率的な点検を推進し、査定率と再審査レセプト1件当たり査定額向上に取り組む。

2. 返納金債権発生防止のための保険証回収強化・債権管理回収業務の推進

<KPI及び数値目標>

①②KPI達成

	令和4年度		令和3年度	
	宮崎支部	全国	宮崎支部	全国
①日本年金機構回収分も含めた資格喪失後1か月以内の保険証回収率を 90.38%以上 とする。	91.11% 全国19位	86.27%	90.38% 全国15位	84.11%
②返納金債権（資格喪失後受診に係るものに限る。）の回収率を 対前年度（78.19%）以上 とする。	81.93% 全国5位	54.35%	78.19% 全国6位	55.48%

【保険証回収業務】

<取組内容>

- ◆日本年金機構の資格喪失処理後10日以内に、保険証未回収者に対する返納催告を行うことを徹底するとともに、「被保険者証回収不能届」を活用した電話催告等を強化する。
- ◆未返納の多い事業所データを活用した事業所への文書等による資格喪失届への保険証添付の徹底を周知する。
- ◆債権の早期回収に取り組むとともに、保険者間調整の積極的な実施及び費用対効果を踏まえた法的手続きの実施により、返納金債権の回収率の向上を図る。
- ◆任意継続保険の保険証未返納者に対し、一次催告時に電話催告を実施する。

<令和4年度取組結果>

- ◆一次催告を資格喪失処理後の10営業日以内、二次催告を一次催告送付後10営業日以内に実施した。
- ◆催告が未達となった場合、事業主へ架電のうえ、回収状況と未返納者の連絡先の確認し、再送付等の対応を行った。
- ◆回収不能届提出者（かつ電話番号判明者）については、届の受付日から7営業日以内に架電し、喪失後受診防止および返納催告を実施できた。
- ◆任意継続保険料未納による資格喪失者に対しては、一次文書催告時に電話催告を併せて実施した。
- ◆証返納催告の対象者が多い事業所等に対し、「資格喪失届への保険証添付」「証添付不可の際の回収不能届の提出」並びに「回収不能届への電話番号の記載」の3点の徹底について、依頼文書を送付した。

※【2回実施済（R4年9月、R5年3月）】

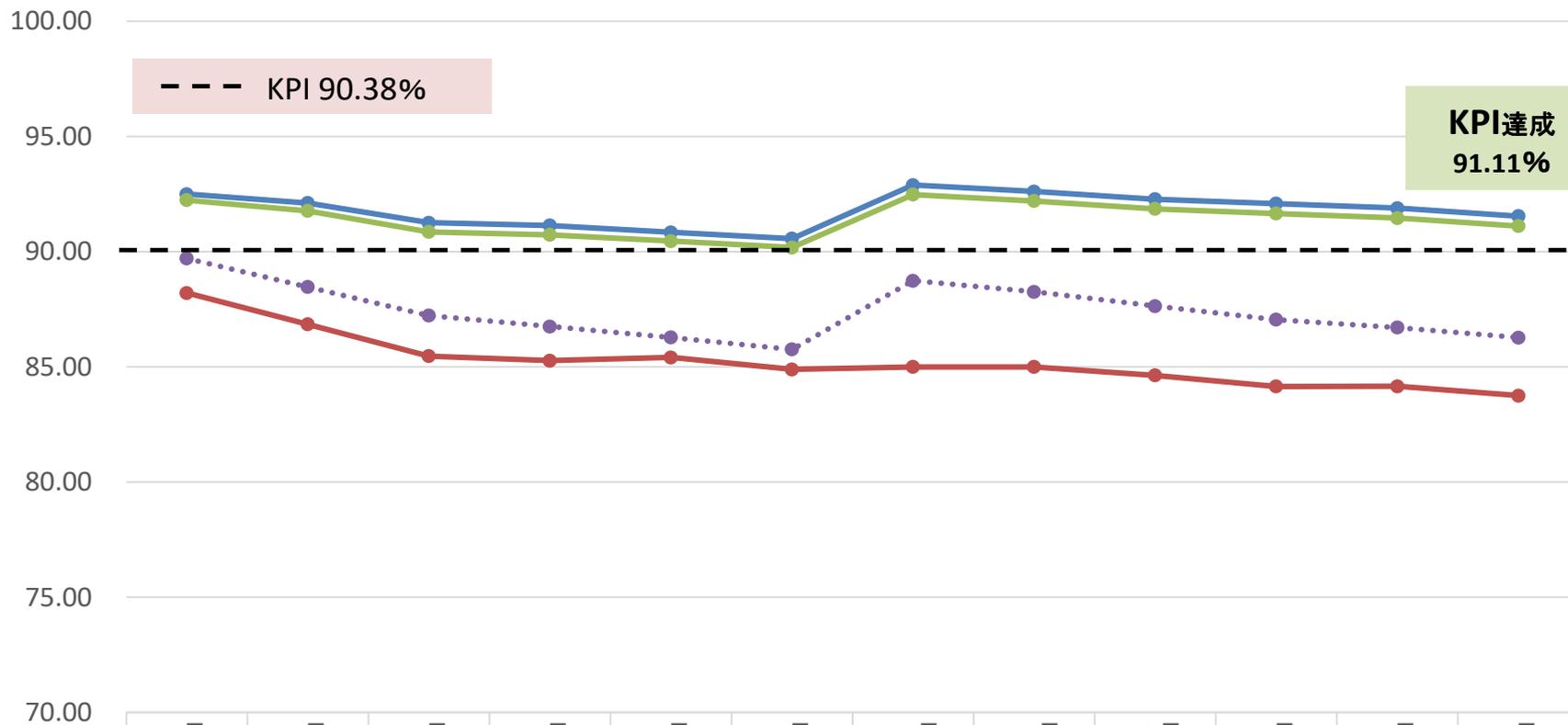
- ◆年金機構・社労士会に対し、支部の取組への積極的な協力等について申し入れを行った（R4年9月実施）。
- ◆定期的に各種広報誌やメールマガジンを活用し、保険証の適正な取扱いに関する広報を実施した。
- ◆二次催告文書に支部作成の「連絡票」を同封し、事業所への返却状況等について回答して頂き、返却済の場合は適宜事業所宛に電話催告を実施した。

2. 返納金債権発生防止のための保険証回収強化・債権管理回収業務の推進

基

<令和4年度の実施結果>

KPI①資格喪失後1か月以内の保険証回収率



	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月
● 一般	92.50	92.11	91.26	91.14	90.84	90.57	92.89	92.61	92.28	92.09	91.89	91.54
● 任継	88.21	86.85	85.47	85.27	85.41	84.89	85.00	85.00	84.63	84.15	84.16	83.75
● トータル	92.24	91.77	90.86	90.73	90.46	90.18	92.48	92.20	91.86	91.66	91.46	91.11
● 全国平均	89.71	88.47	87.23	86.75	86.28	85.76	88.74	88.26	87.64	87.05	86.71	86.27

2. 返納金債権発生防止のための保険証回収強化・債権管理回収業務の推進

■ 令和3-4年度 保険証返納催告状発行件数

		R4.4	R4.5	R4.6	R4.7	R4.8	R4.9	R4.10	R4.11	R4.12	R5.1	R5.2	R5.3	合計
催告状	一般	1,768	1,062	815	955	952	930	944	1,110	717	1,392	971	715	12,331
	任継	195	255	181	37	112	34	89	224	120	121	131	152	1,651
		R3.4	R3.5	R3.6	R3.7	R3.8	R3.9	R3.10	R3.11	R3.12	R4.1	R4.2	R4.3	合計
	一般	1,933	989	830	818	744	964	695	688	612	859	811	862	10,805
	任継	114	187	177	134	131	116	104	88	93	173	103	211	1,631

<令和5年度の取組>

KPI:①日本年金機構回収分も含めた資格喪失後1か月以内の保険証回収率を91.11%以上とする。

- ◆一次催告は資格喪失処理後の10営業日以内に実施する。
二次催告は一次催告送付後、本部が示したスケジュール（10日・20日・31日）どおりに実施する。
- ◆催告が未達となった場合、事業主へ電話催告等を行い、回収状況と未返納者の連絡先を確認する。
- ◆回収不能届提出者（かつ電話番号判明者）については、届の受付日から7営業日以内に架電し、喪失後受診防止および返納催告を実施する。
- ◆任意継続保険の喪失者に対しては、一次文書催告に併せ、電話催告も実施する。
- ◆証返納催告の対象者が多い事業所等に対し、「資格喪失届への保険証添付」「証添付不可の際の回収不能届の提出」並びに「回収不能届への電話番号の記載」の3点の徹底について、依頼文書を送付する（※年2回予定）。
- ◆年金機構・社労士（社労士会）に対し、支部の取組への積極的な協力等について申し入れを行う。
- ◆定期的に各種広報誌やメールマガジン等を活用し、保険証の取扱いに関する広報を実施する。
- ◆健康保険委員研修会等を活用し、「届書提出時の保険証添付の徹底」と「喪失後の保険証の誤使用防止」等について周知する。

これらの施策を取り組んで行き、特に事業主・社労士へ、回収後の早期返却（事務センターへの速やかな送付）の徹底について理解を求め、目標（91.11%以上）を達成する。

2. 返納金債権発生防止のための保険証回収強化・債権管理回収業務の推進

【債権管理回収業務】

＜取組内容＞

- ◆債権対象事案については、迅速にかつ全件に対して調定処理を実施する。
- ◆未納者に対する定期的（現年度：3か月毎／過年度：6か月毎）な催告（文書・電話）を確実に実施する。
- ◆分割納付中断者・納付約束不履行者の進捗管理の徹底、および速やかな催告を実施する。
- ◆大口債権（過年度分含む）については、管理を徹底し、債権対策会議にて対応策を協議することで、債務者毎の状況等に応じた細かい対応を実施する。
- ◆債権調定後は速やかに納付書を全件送付する。
- ◆喪失後受診の返納金については、事故防止・効率化の観点からも全件アウトソースを活用し、保険者間調整案内チラシを同封する。
- ◆高額債務者（25,000円以上）については、調定後の早期対応により早期回収を図る。
- ◆電話・文書・訪問催告時に保険者間調整の利用勧奨をもれなく実施する。
- ◆回収が困難な場合は、費用対効果を勘案しつつ、速やかに最終催告（内容証明郵便）を送付のうえ法的手続を適宜実施する。

＜令和4年度の取組結果＞

- ◆週次（毎週月曜日）で、速やかに調定処理を実施し、債務者に対する早期告知により、早期回収へと繋げることができた。
- ◆定期的な文書催告を確実に実施することで、多数の債務者から反応を得られ、収納（及び保険者間調整）へと繋げることができた。
- ◆分割納付者・納付約束者については、備考欄へ納付約束月をもれなく登録（都度更新）することにより管理を徹底し、約束不履行者への早期催告（電話・文書）へと繋げることができた。

※【返納金(無資格受診)回収率：81.93%（全支部中「5位」）】

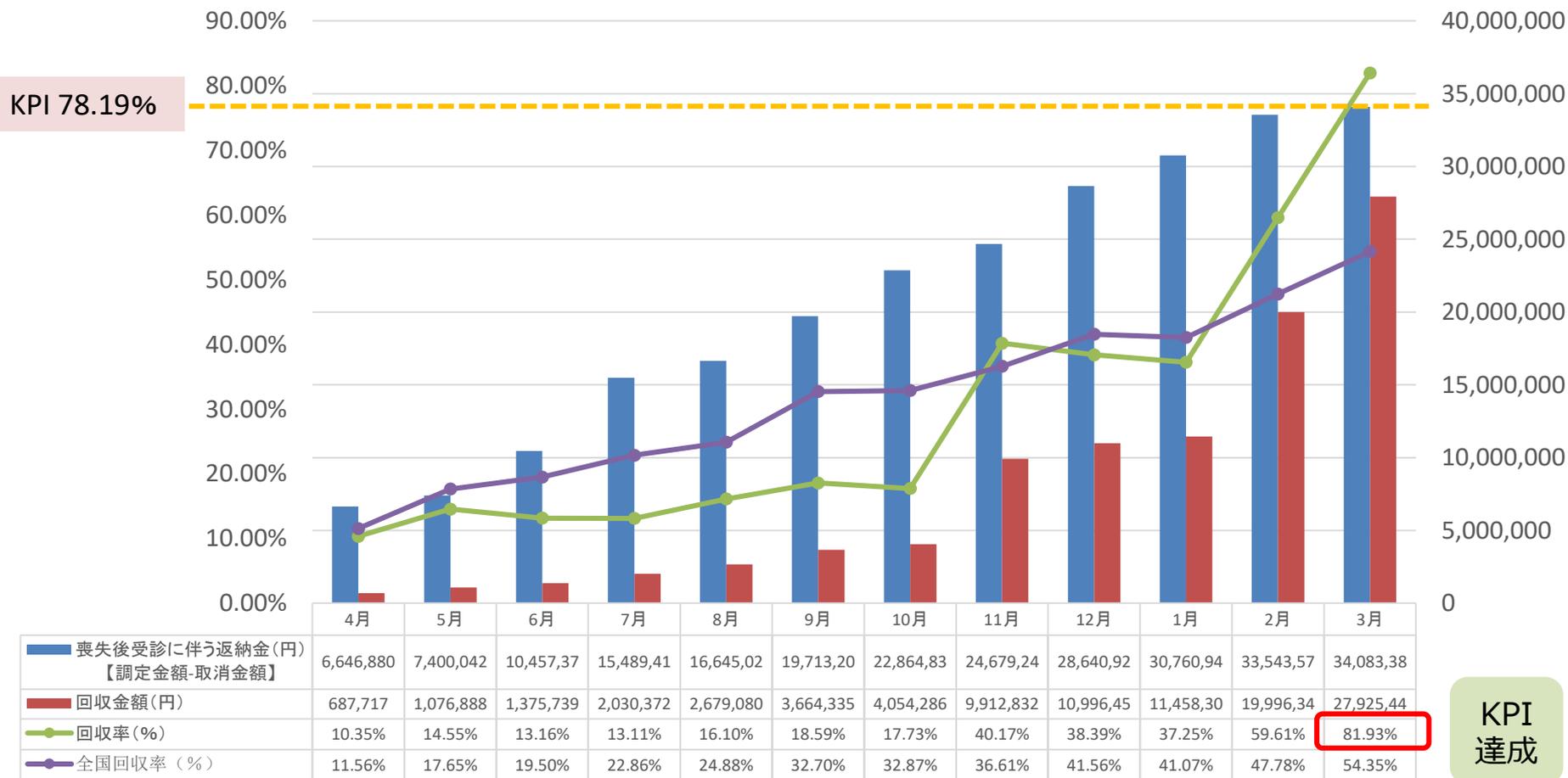
- ◆きめ細かな事跡管理（および備考欄登録）により、確実な催告（文書・電話・戸別訪問等）を実施できた。
- ◆対応困難な案件については、適宜、債権対策会議にて対応策を協議したことで、収納等へ繋げることができた。
- ◆喪失後受診に係る返納金については、資格点検担当との迅速な引継を徹底し、速やかな納付書送付による早期回収を実現できた。
- ◆高額債務者(電話番号判明者)に対しては、もれなく納付書送付前に内容説明・納付交渉・保険者間調整案内等を行ったことにより、
回収へ繋げることができた。
- ◆保険者間調整による収納状況：339件、24,858,106円。
- ◆最終催告を7件、法的手続を3件実施した。

2. 返納金債権発生防止のための保険証回収強化・債権管理回収業務の推進

基

<令和4年度の実施結果>

KPI②資格喪失後受診による返納金の回収率



KPI
達成

2. 返納金債権発生防止のための保険証回収強化・債権管理回収業務の推進

<令和5年度の取組>

KPI:②返納金債権（資格喪失後受診に係るものに限る。）の回収率を**対前年度（81.93%）以上とする。**

- ◆債権管理・回収事務手順書に基づく事務処理を徹底し、発生した債権の調定処理を漏れなく速やかに実施する。
- ◆未納者に対しては、定期的な文書催告（現年度：3か月毎／過年度：6か月毎）を確実に実施する。
（※現存者は、適宜「勤務先」へ送付）
- ◆分割納付中断者や約束不履行者に対しては、事跡および備考欄を活用した進捗管理を徹底し、速やかに催告（電話・文書）を実施する。
- ◆大口債権については、チーム内で対応策を協議。対応困難な案件は、債権対策会議に諮り、対応策を検討し解消へと繋げる。
- ◆喪失後受診にかかる返納金については、資格点検チームと連携して速やかに引継のうえ、即時調定処理を実施し、債務者への早期通知を実施する。
- ◆高額債務者（債権額25,000円以上かつ電話番号判明者）については、通知前に架電のうえ、内容説明・納付交渉・保険者間調整案内等を実施する。
- ◆現金給付にかかる返納金については、引継前に業務グループ担当者にて債務者への架電（内容説明）を実施することで納付に対する理解を図る。
- ◆文書催告の際、保険者間調整案内文書を全件送付することで利用促進を図る。
- ◆電話催告や戸別訪問の際に、喪失後の国保加入有無を確認し、保険者間調整の利用勧奨を実施する。
- ◆回収困難者には、速やかに最終催告（内容証明郵便）を送付し、債権調定後6か月以内の法的手続を実施する。
（※対象：25,000円以上）

「債権残高」を着実に減らして行くための最善の方法を常に模索・検討しながらKPI事業を進めることとする。

3. サービス水準の向上

<KPI及び数値目標>

①KPI達成

②KPI未達成

	令和4年度		令和3年度	
	宮崎支部	全国	宮崎支部	全国
①サービススタンダード（※）の達成状況を 100% とする。※10営業日以内に支払うこと	100% 全国1位	99.9%	100% 全国1位	99.9%
②現金給付等の申請に係る郵送化率を 95.5%以上 とする。	93.5% 全国33位	95.7%	93.7% 全国31位	95.5%

<取組内容>

- ◆申請書進捗状況の管理を徹底し、業務グループ長補佐による必要な指示出しを行うことにより、標準期間内の支払いを実施する。
- ◆郵送による申請の促進については、お客様からの電話でのお問い合わせの都度、郵送のアナウンスを実施する。
- ◆定期的にCS向上委員会を開催し、CS向上のための施策を実施する。
(ビジネスマナー講習会の実施や電話対応のマナー向上を意識づけるための朝礼での唱和など)

<令和4年度の実施結果>

- ◆新型コロナウイルス感染症にかかる傷病手当金請求急増により、サービススタンダード順守が厳しい状況があったが、他のグループから審査応援を受けるなど、支部全体にて事務処理を行い、サービススタンダード順守率100%達成することができた。
- ◆郵送化率については、93.5%であり、KPIは達成ならず。
※ただし、協会けんぽ発足時頃（平成21年度）の郵送化率は66.8%であり、「すべての申請について郵送可能」という意識は定着できているものとする。

<令和5年度取組>

KPI:①サービススタンダード（※）の達成状況を**100%**とする。※10営業日以内に支払うこと

②現金給付等の申請に係る郵送化率を**96.0%以上**とする。

- ◆現金給付の申請受付から支給までの標準期間（サービススタンダード）を遵守するための取組を継続する。
- ◆加入者・事業主の利便性の向上や負担軽減の観点から、郵送による申請を促進する。
- ◆「お客様満足度調査結果」に基づき、CS向上委員会を中心としたお客様サービス水準の向上に向けた取組を推進する。
また、「お客様の声」に基づき、加入者・事業主の意見や苦情等から宮崎支部の課題を見出し、迅速に対応する。

4. 現金給付の適正化の推進

<KPI及び数値目標>

設定なし

<取組内容>

- ◆不正疑い事案については、重点的に審査を実施するとともに、支部の保険給付適正化プロジェクトチームで議論を行い、事業主への立入検査を積極的に行う。
- ◆傷病手当金と障害年金等との併給調整を確実に実施する。

<令和4年度の実施結果>

- ◆立入検査事案なし。
- ◆傷病手当金と障害年金等との併給調整について、本部から情報提供されたデータを基に、速やかに必要な調整を実施。

障害年金調整（返納金）	83件	27,353,072円	（令和3年度	87件	31,671,456円）
老齢年金調整（返納金）	36件	3,096,810円	（令和3年度	42件	4,233,791円）

<令和5年度の取組>

- ◆標準化した業務プロセスを徹底し、審査業務の正確性と迅速性を高める。
- ◆傷病手当金と障害年金等との併給調整について適正に履行し、現金給付の適正化を推進する。
- ◆不正疑い事案については、重点的に審査を実施するとともに、支部の保険給付適正化プロジェクトチームで議論を行い、事業主への立入検査を積極的に行う。

5. 柔道整復施術療養費等における文書照会の強化

<KPI及び数値目標>

KPI達成

	令和4年度		令和3年度	
	宮崎支部	全国	宮崎支部	全国
柔道整復施術療養費の申請に占める、施術箇所3部位以上、かつ月15日以上 of 施術の申請割合について 対前年度（0.82%）以下 とする。	0.75% 全国30位	0.86%	0.82% 全国30位	0.95%

<取組内容>

- ◆多部位（施術箇所が3部位以上）かつ頻回（施術日数が月15日以上）及び部位ころがし（負傷部位を意図的に変更することによる過剰受診）の申請について、加入者に対する文書照会や適正受診の啓発を強化する。
- ◆加入者に対する文書照会を行う際には、制度の仕組みを解説したリーフレットを同封するなど、柔道整復施術受診についての正しい知識の普及を図る。

<令和4年度の実施結果>

- ◆令和4年度における多部位頻回の申請書件数割合（KPI）は0.75%であり、KPI達成。
- ◆啓発文書の送付件数は 1,416件（令和3年度：1,579件）

<令和5年度の取組>

KPI: 柔道整復施術療養費の申請に占める、施術箇所3部位以上、かつ月15日以上 of 施術の申請割合について対前年度（0.75%）以下とする。

- ◆多部位（施術箇所が3部位以上）かつ頻回（施術日数が月15日以上）の申請や、負傷部位を意図的に変更する、いわゆる「部位ころがし」と呼ばれる過剰受診について、加入者に対する文書照会を強化する。
- ◆加入者に対する文書照会を行う際には、制度の仕組みを解説したリーフレットを同封するなど、柔道整復施術受診についての正しい知識の普及を図る。
- ◆あんまマッサージ指圧・はりきゅう施術療養費について、医師の意見書の確認や長期施術者等に対する文書照会など、審査手順書による審査を徹底する。
- ◆厚生局へ情報提供を行った不正疑い事案については、逐次対応状況を確認し適正化を図る。

6. 限度額適用認定証の利用促進

<KPI及び数値目標>

設定なし

<取組内容>

- ◆ オンライン資格確認の実施状況を踏まえ、事業主や健康保険委員等への広報を実施する。
- ◆ 医療機関との連携や「限度額適用認定申請書」の設置拡大により、手続きの利便性を高め、限度額適用認定証の使用割合を高めることで、限度額を超える一時的な支払が不要になるなどの加入者サービス向上を図る。

<令和4年度の実施結果>

- ◆ メルマガ「よんでん」、および新聞広告やラジオCMにて、オンライン資格確認時に併せて限度額制度の利用ができる旨の広報を行った。
- ◆ 申請書未設置医療機関に対し申請書設置にかかる協力依頼文書を送付する。
→ 依頼文書送付医療機関：16 設置医療機関：0
- ◆ 高額療養費にかかる現物給付の割合が上昇。（＝利用促進されている状態）

令和3年度			令和3年4月～12月			令和4年4月～12月		
件数	割合	金額(千円)	件数	割合	金額(千円)	件数	割合	金額(千円)
47,041	86.10%	5,988,695	35,200	85.50%	4,466,184	35,971	86.70%	4,549,395

<令和5年度の取組>

- ◆ 事業主や健康保険委員へのチラシやリーフレットによる広報および地域の医療機関等に申請書を配置するなどにより利用促進を図る。
- ◆ オンライン資格確認やマイナンバーカードによる受診など、医療機関の窓口で自己負担額を確認できる制度について、メルマガなどを利用し、積極的に周知を図る。
- ◆ 医療機関への申請書設置依頼については県内一巡しているため、新規医療機関などに対し行っていく。

7. 被扶養者資格の再確認の徹底

<KPI及び数値目標>

KPI達成

	令和4年度		令和3年度	
	宮崎支部	全国	宮崎支部	全国
被扶養者資格の確認対象事業所からの確認書の提出率を 93.4%以上 とする。	93.5% 全国20位	92.3%	91.7% 全国30位	91.3%

<取組内容>

- ◆マイナンバーを活用した被扶養者資格再確認を実施する。
- ◆事業所からの「被扶養者資格確認リスト」を確実に回収するため、未提出事業所への勧奨を行う。
- ◆「被扶養者資格確認リスト」の未送達事業所については、所在地調査により送達の徹底を行う。

<令和4年度の実施結果>

- ◆提出率93.5%となり、目標達成した。
- ◆未提出事業所に対し、去年は本部からの提出勧奨文書送付のみの対応だったが、今年は支部独自で再度申請書を作成して未提出事業所へ提出勧奨を行った結果、目標を上回ることができた。
- ◆この事業を通じ、全国で被扶養者を78,264人削減し、前期高齢者納付金について、約9億円削減できたものと推定される。

<令和5年度の取組>

KPI:被扶養者資格の確認対象事業所からの確認書の提出率を94.0%以上**とする。**

- ◆マイナンバーを活用した被扶養者資格再確認を実施する。
- ◆「被扶養者資格確認リスト」の未送達事業所については所在地調査により送達の徹底を行う。
- ◆事業所からの「被扶養者資格確認リスト」を確実に回収するため、本部からの勧奨に加え、支部からも丁寧な提出勧奨を行う事で提出率向上を図る。

8. データヘルスの着実な実施 i) 特定健診実施率・事業者健診データ取得率の向上

戦

○生活習慣病予防健診（被保険者）

<KPI及び数値目標>

	令和4年度		令和3年度	
	宮崎支部	全国	宮崎支部	全国
生活習慣病予防健診受診率を 62.7%以上 とする。	61.9%		59.5% (目標62.6%)	53.6% (目標58.5%)

※R4年度は数値は見込み数

<令和4年度の実施結果>

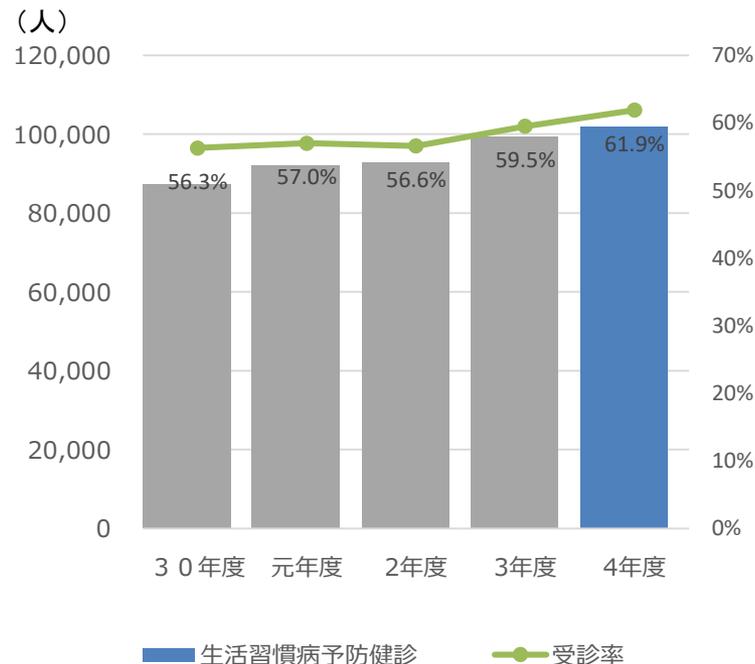
- ◆ 新規適用事業所への受診勧奨
- ◆ 健診機関への受診勧奨業務委託（委託先2機関）
- ◆ 商業施設等を活用した集団健診（受診者約500名）

<令和5年度の取組>

KPI:生活習慣病予防健診受診率を66.5%以上とする。

- ◆ 関係団体と連携した自己負担額軽減の広報
- ◆ 健診機関への受診勧奨業務委託
- ◆ 健診機関への受診枠拡大の働きかけ
- ◆ 健診機関委託先の拡大

生活習慣病予防健診（被保険者）



8. データヘルスの着実な実施 i) 特定健診実施率・事業者健診データ取得率の向上

戦

○事業者健診データ取得（被保険者◆被扶養者）

<KPI及び数値目標>

	令和4年度		令和3年度	
	宮崎支部	全国	宮崎支部	全国
事業者健診データ取得率を 8.3%以上 とする。	5.7%		7.9% (目標8.0%)	8.5% (目標8.5%)

※R4年度は数値は見込み数

<令和4年度の実施結果>

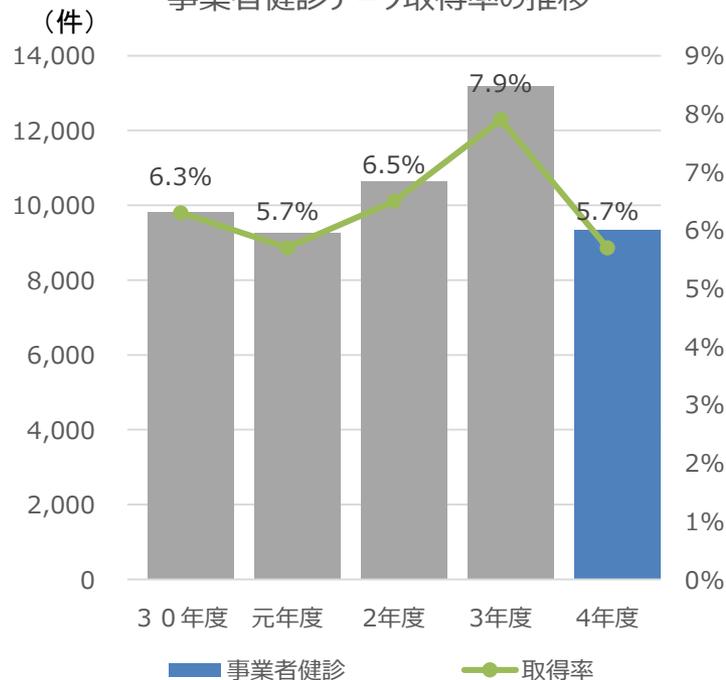
- ◆ 委託を活用した事業所への同意書取得、提供勧奨
(外部委託による取得件数：約4,500件)
- ◆ 同意書に基づく健診機関への提供勧奨
(健診機関からの取得件数：約4,500件)
- ◆ 事業所訪問による提供勧奨

<令和5年度の取組>

KPI:事業者健診データ取得率を8.5%以上とする。

- ◆ 委託を活用した事業所への同意書取得、提供勧奨
(被保険者に加え、被扶養者への勧奨を追加)
- ◆ 同意書に基づく健診機関への提供勧奨
- ◆ 事業所訪問による提供勧奨

事業者健診データ取得率の推移



8. データヘルスの着実な実施 i) 特定健診実施率・事業者健診データ取得率の向上

戦

○特定健診（被扶養者）

<KPI及び数値目標>

	令和4年度		令和3年度	
	宮崎支部	全国	宮崎支部	全国
被扶養者の特定健診受診率を 30.8%以上 とする。	16.9%		21.4% (目標24.7%)	26.2% (目標31.3%)

※R4年度は数値は見込み数

<令和4年度の実施結果>

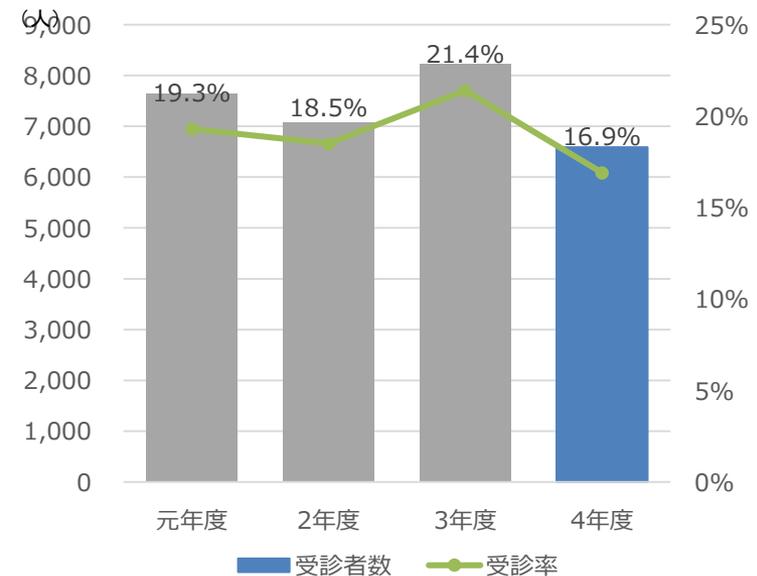
- ◆ 県内各地での集団健診の実施（9市7町で81日程）
- ◆ 市町村がん検診との同時実施（5市3町（再掲））
- ◆ 国保特定健診との同時実施（2町3村）
- ◆ 経年受診状況を踏まえた受診勧奨
- ◆ メディアを活用した受診勧奨（テレビCM・Instagram）

<令和5年度の取組>

KPI:被扶養者の特定健診受診率を31.0%以上とする。

- ◆ 協会主催の集団健診の実施（9市9町で114日程）
- ◆ 市町村がん検診との同時実施（2市3町（再掲））
- ◆ 国保特定健診との同時実施（1市2町3村（一部再掲））
- ◆ 健診機関検索サイトの開設
- ◆ メディアを活用した受診勧奨（FM・AM）
- ◆ 事業主から家族へ受診を呼びかけるリーフレット作成

特定健診（被扶養者）受診率の推移



※集計時期の都合上、令和4年度の数値には令和5年3月受診分は含まれてません

8. データヘルスの着実な実施 ii) 特定保健指導受診率の向上

<KPI及び数値目標>

	令和4年度		令和3年度	
	宮崎支部	全国	宮崎支部	全国
①被保険者の特定保健指導の実施率を 34.4%以上 とする。	17.1%		15.7% (目標29.4%)	18.2% (目標25.0%)
②被扶養者の特定保健指導の実施率を 16.8%以上 とする。	4.0%		3.1% (目標7.9%)	12.8% (目標8.0%)

<令和4年度の実施結果>

※R4年度は数値は見込み数

- ◆ 被保険者への特定保健指導
 - ① 支部直営の特定保健指導（保健指導者14名）
 - (1) ICTを活用（初回面談で約790名実施）
 - (2) 保健指導者のスキル向上のための勉強会を実施
 - ② 外部委託の特定保健指導（契約機関11機関）
 - (1) 契約機関の拡大の働きかけ（新規契約 なし）
 - (2) 契約機関担当者と協会保健指導者との情報交換会
- ◆ 被扶養者への特定保健指導
 - ① 対象者への再勧奨
 - ② 支部保健師による結果説明会の開催（14回開催し31名に実施）

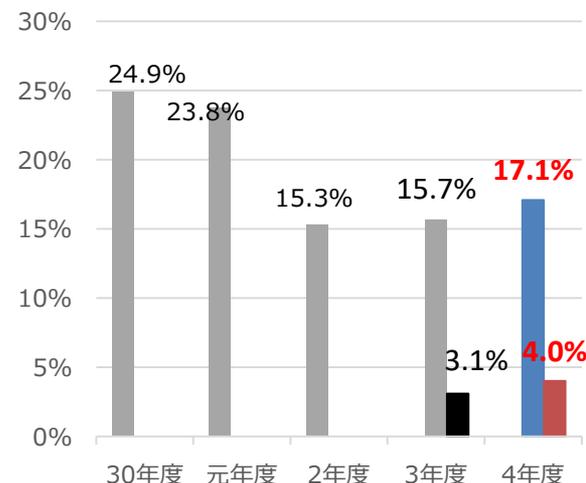
<令和5年度の取組>

KPI:①被保険者の特定保健指導の実施率を**38.0%以上**とする。

②被扶養者の特定保健指導の実施率を**16.8%以上**とする。

- ◆ 被保険者への特定保健指導
 - ① ICT活用を推進
 - ② 健診日当日の面談の推進
 - ③ 契約機関の拡大
- ◆ 被扶養者への特定保健指導
 - ① 利用券発券による保健指導実施者の拡大
 - ② 集団健診会場での初回面談分割の実施
 - ③ 健診結果説明会の実施

保健指導実施状況の推移



※令和3年度より被保険者と被扶養者別々にKPIが設定

8. データヘルスの着実な実施 iii) 重症化予防対策の推進

戦

<KPI及び数値目標>

	令和4年度		令和3年度	
	宮崎支部	全国	宮崎支部	全国
受診勧奨後3か月以内に医療機関を受診した者の割合を 12.4%以上 とする。※	R4KPI未確定		9.0% (目標11.8%)	10.5% (目標11.8%)

※血圧もしくは血糖が高値の方に対する医療機関への受診勧奨。令和4年10月からは脂質の高値者を追加。

<令和4年度の実施結果>

- ◆ 本部勧奨後、支部からの文書勧奨（約5,100件）
- ◆ 本部勧奨後、保健師による電話勧奨（約700件）
- ◆ 健診機関による、健診当日の受診勧奨の働きかけ

<令和5年度の取組>

KPI:受診勧奨後3か月以内に医療機関を受診した者の割合を**13.1%以上**とする

- ◆ 本部勧奨後、支部からの文書勧奨
- ◆ 本部勧奨後、保健師による電話勧奨
- ◆ 健診機関による、健診当日の受診勧奨の働きかけ

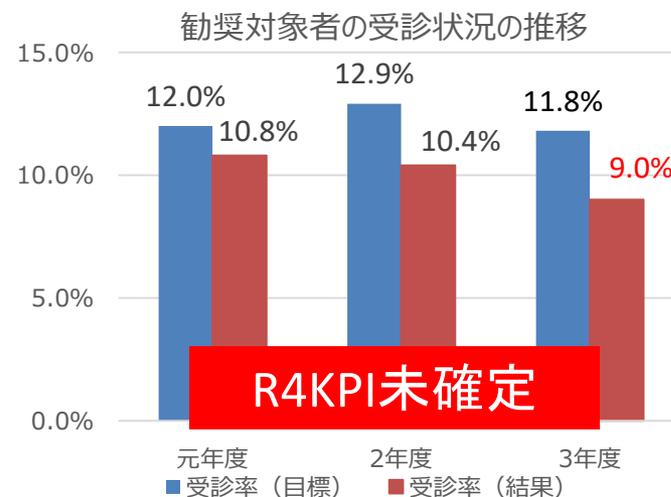
その他の保健事業（喫煙対策）

<令和4年度の実施結果>

- ◆ 35歳で初めて生活習慣病予防健診を受診した喫煙者に対する禁煙の働きかけ

<令和5年度の取組>

- ◆ 35歳で初めて生活習慣病予防健診を受診した喫煙者に対する禁煙の働きかけ



8. データヘルスの着実な実施 IV) コラボヘルスの推進

<KPI及び数値目標>

KPI達成

	令和4年度	令和3年度
	宮崎支部	宮崎支部
健康宣言事業所数を 590事業所以上 とする。	593事業所	459事業所

<令和4年度の実施結果>

- ◆生命保険会社との連携として、協会けんぽ加入事業所の健康宣言事業の普及・促進のため、3/15「三井住友海上あいおい生命保険株式会社九州営業部宮崎生保支社」と覚書締結
- ◆文書および電話勧奨、並びに支部長による訪問勧奨
- ◆健康宣言事業所へのサポート事業
 - ・健康宣言事業所に対し健康づくりに関する情報誌提供を年4回送付
 - ・経年比較用健康度レポート提供（40歳以上被保険者10人以上事業所）316社
 - ・健康度カルテ提供（40歳以上被保険者10人未満事業所）184社
 - ・健康器具貸出による従業員の健康づくりを支援（延べ62事業所へ貸出）
 - ・県と連携し、宣言事業所へ県および支部保健師を派遣し、健康宣言の活動を支援（6事業所）
- ◆オンライン健康セミナー実施（9/13食事と運動：75名視聴 2/21メンタルヘルス：99名視聴）
- ◆3月に取組実施結果レポートを基に健康宣言優良事業所を認定（認定事業所：111事業所）
- ◆フィットネスジムとの覚書締結による宣言事業所に対する優待割引実施

<令和5年度の取組> KPI：健康宣言事業所数**720事業所以上**

- ◆令和4年度事業の継続実施
- ◆**新**健康宣言未宣言事業所に対し、外部委託による健康宣言書提出の電話勧奨実施

9. 広報活動や健康保険委員を通じた加入者等の理解促進

<KPI及び数値目標>

KPI達成

	令和4年度		令和3年度	
	宮崎支部	全国	宮崎支部	全国
全被保険者数に占める健康保険委員が委嘱されている事業所の被保険者数の割合を 55.5%以上 とする。	58.1% 全国19位	50.8%	55.3% 全国21位	47.6%

<令和4年度の実施結果>

- ◆ 広報誌「協会けんぽみやざき」を毎月納入告知書に同封し、事業所に配布
- ◆ 広報誌「社会保険みやざき」を隔月で社会保険協会会員事業所に配布
- ◆ メールマガジンを毎月配信及び登録拡大（新規登録件数：753件）
- ◆ 宮日新聞に広告掲載（1/24「イセンティブ」制度周知、7/29「マイナンバーカード」保険証利用、3/22令和4年度保険料率改定、3/20資格喪失後受診防止、3/27特定健診受診勧奨）
- ◆ 宮日新聞に記事掲載（『くらしの相談』9/5特定健診受診勧奨、2/23退職後の健康保険）
- ◆ フリーペーパー等に広告掲載（「マイナンバーカード」保険証利用（「月刊パーム」12月号））
- ◆ ラジオCM FM放送にてマイナンバーカードへの保険証機能登録勧奨（6月～2月）
- ◆ 関係団体との連携による広報（令和5年度保険料率改定：2/28「商工会議所ニュース」、3/1「市広報みやざき」、3/10「中央会だより」、3/24「労働みやざき」）
- ◆ 健康保険委員未委嘱事業所へ文書、訪問による勧奨を実施
- ◆ 健康保険委員へのサポートとして健康情報誌（年4回）の配布
- ◆ 健康保険委員委嘱事業所に対するオンラインセミナー実施。（9/13食事と運動、2/21メンタルヘルス）
- ◆ 健康保険委員表彰の実施（11/15年金機構と合同で表彰実施 理事長表彰：1名 支部長表彰：12名）
- ◆ 新任社会保険事務担当者研修会（5月・12月開催：宮崎・延岡・都城・高鍋・日南・小林・日向）
- ◆ 社会保険制度講習会（9月：宮崎・延岡・都城・高鍋・日南・小林・日向・高千穂）
- ◆ 新規適用事業所への各種案内送付

9. 広報活動や健康保険委員を通じた加入者等の理解促進

<令和5年度の取組>

KPI：全被保険者数に占める健康保険委員が委嘱されている事業所の被保険者数の割合56.5%以上

- ◆ 広報誌「協会けんぽみやざき」を毎月納入告知書に同封し、事業所に配布
- ◆ 広報誌「社会保険みやざき」を隔月で社会保険協会会員事業所に配布
- ◆ メールマガジンを毎月配信
- ◆ 宮日新聞に広告掲載（インセンティブ制度周知）
- ◆ **新** YouTube動画配信（支部事業の周知・啓発）
- ◆ フリーペーパー「月刊パームス」に広告掲載（支部事業の周知・啓発）
- ◆ 宮日新聞に記事掲載（『くらしの相談』）
- ◆ メールマガジン登録拡大（通年）
- ◆ 関係団体との連携による広報（保険料率改定等）
- ◆ 健康保険委員未委嘱事業所へ文書、訪問による勧奨
- ◆ 健康保険委員への健康情報誌（年4回）の配布
- ◆ 健康保険委員への「協会けんぽGUIDE BOOK」配布
- ◆ 健康保険委員表彰の実施（年金機構と合同で表彰実施）
- ◆ 健康保険委員委嘱事業所に対するオンラインセミナー実施
（9月：働く世代の睡眠改善セミナー 2月：メンタルヘルス対策セミナー）
- ◆ 新任社会保険事務担当者研修会（5月・12月 県内7か所）
- ◆ 社会保険制度講習会（9月：県内8か所）
- ◆ 新規適用事業所への各種案内送付

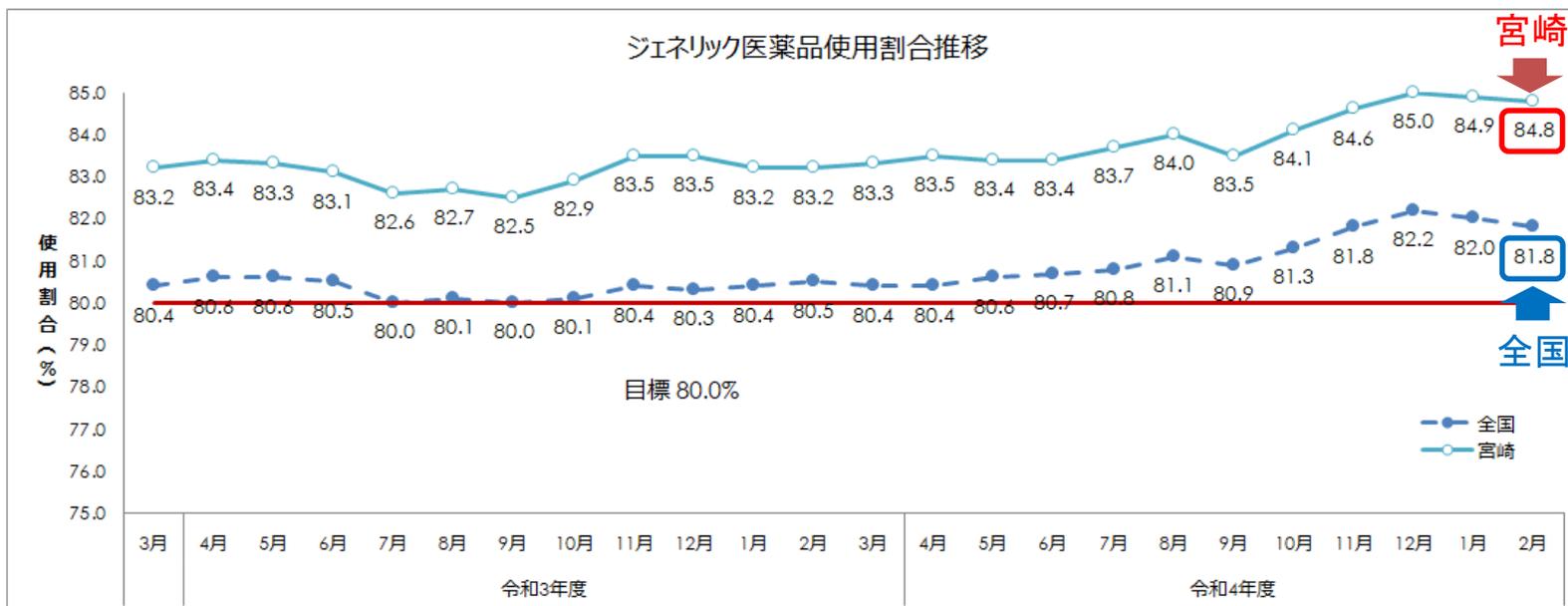
10. ジェネリック医薬品の使用促進

<KPI及び数値目標>

	令和4年度		令和3年度	
	宮崎支部	全国	宮崎支部	全国
協会けんぽ宮崎支部のジェネリック医薬品使用割(※)を 83.3%以上 とする。	84.8%	81.8%	83.3% 全国6位	80.4%

※医科、DPC、調剤、歯科における使用割合（令和5年2月時点のため、未確定）

協会けんぽ宮崎支部と全国のジェネリック医薬品使用状況(医科・DPC・歯科・調剤)の推移



注1. 協会けんぽ(一般分)の医科、DPC、歯科、調剤レセプトについて集計したものである。(ただし、電子レセプトに限る。)

なお、DPCレセプトについては、直接の診療報酬請求の対象としていないコーディングデータを集計対象としている。

注2. 「新指標による後発医薬品使用割合(数量ベース)」は、 $\frac{[\text{後発医薬品の数量}]}{[\text{後発医薬品のある先発医薬品の数量}] + [\text{後発医薬品の数量}]}$ で算出している。

医薬品の区分は、厚生労働省「各先発医薬品の後発医薬品の有無に関する情報」に基づいて設定している。

10. ジェネリック医薬品の使用促進

<令和4年度の実施結果>

- ◆ ジェネリック医薬品軽減額通知サービス実施（8月および2月）
- ◆ 協会けんぽより提供するジェネリック医薬品関連資料に関するアンケートを実施（回答結果：「今後も必要」「あっても良い」との回答が6割弱）
- ◆ 「ジェネリック医薬品実績リスト」等を活用した薬局関係者への働きかけ（2月：569薬局へ発送）
- ◆ ジェネリック医薬品の使用割合が低い薬局の運営団体の管理者(2団体) に対して、分析資料を元に訪問等による改善に向けた働きかけを実施。
- ◆ 第2回保険者協議会における分析データ提供（10月「協会けんぽ宮崎支部 二次医療圏別◆
年齢階級別ジェネリック医薬品使用状況（令和3年10月診療分データ）」）
- ◆ ジェネリック医薬品安心使用促進協議会出席（8月に書面会議）
- ◆ 宮崎市と連携した乳幼児保護者向け啓発

<令和5年度の取組> KPI：協会けんぽ宮崎支部のジェネリック医薬品使用割合を**前年度以上**とする。

- ◆ ジェネリック医薬品軽減額通知サービス実施（8月および1月）
- ◆ ジェネリック医薬品実績リスト等を活用した薬局関係者への働きかけ
- ◆ 使用実績の分析結果より、使用割合の低い医療機関に対し訪問聴取等を実施
- ◆ ジェネリックカルテを活用した地域ごとのジェネリック医薬品の使用状況分析結果をジェネリック医薬品安心使用促進協議会や保険者協議会等における情報発信
- ◆ 宮崎市と連携した乳幼児保護者向け啓発

1 1. 地域の医療提供体制等への働きかけや医療保険制度に係る意見発信

<KPI及び数値目標>

KPI達成

	令和4年度	令和3年度
	宮崎支部	宮崎支部
効率的・効果的な医療提供体制の構築に向けて、地域医療構想調整会議や医療審議会等の場において、医療データ等を活用した効果的な意見発信を実施する。	実施	未実施

<令和4年度の実施結果>

- ◆ 地域医療構想調整会議（日南串間、西諸）で地域ごとの医療費の流出入に関する資料を作成し、意見発信を実施
- ◆ 医療費の地域間格差に関して分析結果をとりまとめ、日本公衆衛生学会で発表
- ◆ 医療費の地域間格差に関して分析結果について、宮崎県国保課へ情報提供

<令和5年度の取組>

KPI：効率的・効果的な医療提供体制の構築に向けて、地域医療構想調整会議や医療審議会等の場において、医療データ等を活用した効果的な意見発信を実施する。

1 2. 費用対効果を踏まえたコスト削減等

組

<KPI及び数値目標>

KPI未達成

	令和4年度		令和3年度	
	宮崎支部	全国	宮崎支部	全国
一般競争入札に占める一者応札案件の割合について、 20%以下 とする。	40%	14.3%	20%	12.6%

<取組内容>

- ◆ 一般競争入札に占める一者応札削減に努める。
- ◆ 複数の事業者に参加への声掛けを実施
- ◆ 公告の期間を十分にとる

<令和4年度の実施結果>

- ◆ 入札等を行う際には複数事業者に声掛けを実施したが、一者応札案件が2件発生した。次年度は、声掛けのタイミングを早めるなど、再発防止に努める。

<令和5年度の取組>

KPI：一般競争入札に占める一者応札案件の割合について20%以下とする。

- ◆ 一般競争入札に占める一者応札削減に努める。
- ◆ 複数の事業者に参加への声掛けを実施
- ◆ 公告の期間を十分にとる
- ◆ 令和4年度に一者応札となった事案については、上記について十分対応できるよう早めに動く

【参考資料】新聞広告

マイナンバーカードが健康保険証として利用できます!

受付簡単!

このステッカーが自印です!.....

保険医療機関の窓口設置してある「顔認証付きカードリーダー」にマイナンバーカードを「スキャン」と書いて「ヒッ」と認証するだけで、加入している医療保険の資格が確認できるようになりました。



ずっと使える!

転職や就職しても
保険証としてずっと使える!

転職や就職で、新しく加入した医療保険から保険証が届くまでの間も、マイナンバーカードを保険証として使うことができます。
※マイナンバーカードの保険証利用登録をしている場合でも、会社を退職したり扶養を外れたりする場合は、その後の健康保険の加入手続きはこれまで通り必要です。

**こんなに便利
マイナンバーカード**

高額な医療費の立替払なし!

限度額適用認定証がなくても、高額療養費制度における限度額を超える支払いが免除されます。
※自治体独自の医療助成等については、書類の持参が必要です。

マイナポータルに特定健診・薬剤情報

マイナポータルで自身の特定健診や薬剤情報・医療費通知情報が閲覧できます。本人の同意の上で、初めての医療機関などでも今までの情報を医師等と共有!お薬手帳がわりにも。

マイナポータルで医療費控除が簡単に!

マイナポータルを通じて確定申告の医療費通知情報の自動入力が可能となります。

**利用申し込みは
カンタン!**

マイナンバーカードを取得

「通知カード」「個人番号通知書」は、保険証として利用できません。

保険証利用の申込

利用申込はマイナポータルやセブン銀行ATMなどで申し込みます。

マイナポータルとは?

政府が運営するオンラインサービスでスマホ・パソコンから利用できます。子育てや介護をはじめとする、行政手続きの検索やオンライン申請がワンストップでできたり、行政機関からのお知らせを受け取れたりする、自分専用サイトです。



R4.7.29宮崎日日新聞

※現在すべての保険医療機関及び保険薬局には、顔認証付きカードリーダーが設置してありません。全国の顔、保険医療機関及び保険薬局等を受診する場合は、マイナンバーカードだけでなく、健康保険証や高齢受給者証等、必要に応じて併せてご持参いただきますようお願い申し上げます。

全国健康保険協会 宮崎支部
協会けんぽ

〒890-8546
宮崎市橘通東1-7-4
第一番館ビル5階

TEL.0985-35-5364(音声案内4番)
受付時間/平日8:30~17:15

最新情報はHPをご覧ください。
協会けんぽ 宮崎

マイナポータルはこちらから

事業主・加入者の
みなさん!



みなさんの行動で 保険料が下がる かもしれません!

そのためには...まず健康診断を受けてインセンティブ制度の順位を上げましょう!!

支部のランキングと保険料率ダウンの関係



Q 支部の順位が高いとどうなるの?

A 保険料率が下がります。
順位に応じた報酬金が分配されますので、その結果、負担する保険料率が下がることになります。

Q 宮崎支部は、全国ランキング何位なの?

A 令和3年度は、21位です。

前年度と同じく21位です。順位は年度ごとに集計・更新されます。次年度の順位アップを目指し、がんばってください! ※この順位は、令和5年度の保険料率に反映されます。

Q 順位を上げるには、どうしたらいいの?

A 以下の項目でできることから始めてみましょう。

- 協会けんぽが提供している健診を受けましょう。
●被保険者の方は「生活習慣病予防健診」
●扶養家族の方は「特定健診」
- 特定保健指導を受けて健康的な生活習慣を心がけましょう。
※生活習慣病の発症リスクが高い方に、保健師・管理栄養士などが生活習慣の見直しをサポートすることです。
- 健診の結果、医療機関への受診勧奨基準(要治療)「要精密検査」の判定を受けた方は、必ず医療機関の受診を!
- ジェネリック医薬品を積極的に選びましょう。



全国健康保険協会 宮崎支部
協会けんぽ

お問い合わせは
こちらまで

〒890-8546 宮崎市橘通東1-7-4 第一番館ビル5階
TEL.0985-35-5364(代表) 受付時間/平日8:30~17:15

協会けんぽ 宮崎 検索



【参考資料】「月刊パームス」・宮崎日日新聞「くらしの相談」

R4.12月号 「月刊パームス」

R4.9.5宮崎日日新聞 「くらしの相談」

マイナンバーカードが 健康保険証として利用できます！



受付簡単！

このステッカーが自印です！……→

保険医療機関の窓口で設置してある「顔認証付きカードリーダー」にマイナンバーカードを「スッ」と置いて「ピッ」と認証するだけで、加入している医療保険の資格が確認できるようになりました。



こんなに便利 マイナンバーカード

高額な医療費の立替払なし！

限度額適用認定証がなくても、高額療養費制度における限度額を超える支払いが免除されます。
※自治体独自の医療助成等については、書類の持参が必要です。

マイナポータルに特定健診・薬剤情報

マイナポータルで自身の特定健診や薬剤情報・医療費通知情報が閲覧できます。本人の同意の上で、初めての医療機関などでも今までの情報を医師等と共有！お薬手帳がわりに。

マイナポータルで医療費控除が簡単に！

マイナポータルを通じて確定申告の医療費通知情報の自動入力が可能となります。



ずっと使える！

転職や就職しても 保険証としてずっと使える！

転職や就職で、新しく加入した医療保険から保険証が届くまでの間も、マイナンバーカードを保険証として使うことができます。

※マイナンバーカードの保険証利用登録をしている場合でも、会社を退職したり扶養から外れたりする場合は、その後の健康保険の加入手続きはこれまで通り必要です。



利用申し込みは カンタン！

マイナンバーカードを取得

「通知カード」「個人番号通知書」は、保険証として利用できません。

保険証利用の申込

利用申込はマイナポータルやセブン銀行ATMなどで申し込みます。

マイナポータルとは？

政府が運営するオンラインサービスです。パソコンから利用できます。子育てや介護をはじめとする、行政手続きの検索やオンライン申請がワンストップでできたり、行政機関からのお知らせを受け取れたりする、自分専用サイトです。

※現在すべての保険医療機関及び保険薬局等には、顔認証付きカードリーダーが行き渡っておりません。当面の間、保険医療機関及び保険薬局等を受診する場合は、マイナンバーカードだけではなく、健康保険証や高齢受給者証等、必要に応じて併せてご持参いただきますようお願い申し上げます。

全国健康保険協会 宮崎支部
協会けんぽ

〒980-8546 青森県青森市1-7-4 第一宮ビル5階
TEL 0985-35-5364 (音声案内4線)
受付時間/平日9:30~17:15

マイナポータルはこちらから▶



くらしの 相談

Q 特定健康診査について

【問い】4月に特定健康診査受診券（セット券）（以下、受診券）が届きました。特定健康診査とはどのようなものですか。

【答え】特定健康診査（以下、特定健診）とは生活習慣病に着目した健診で、メタボ健診とも言われます。生活習慣病は食事や運動・飲酒・ストレスなどの生活習慣が関与し、自覚症状が現れにくいいため、年に1回の健診受診をご案内しています。

協会けんぽでは、年に一度、40歳から74歳の被扶養者の方を対象に、被保険者さまのご自宅へ受診券をお送りしており、受診券を利用することで健診費用の一部（または全部）が補助さ

れます。

利用方法は簡単です。受診券に同封されている健診実施機関一覧表の中から、受診したい健診機関に予約します。

基本的な検査内容は、診察・問診・身体計測・血圧測定・血液検査・尿検査です。

生活習慣病は、心筋梗塞や脳卒中などの重篤な病気につながる恐れがあります。特定健診は身体の状態を確認する機会ですので、健康な方も毎年、特定健診を受診しましょう。

（お問い合わせ先）宮崎市橘通東1の7の4、第一宮ビル5階、全国健康保険協会宮崎支部 ☎0985(35)5364。

（協会けんぽ宮崎支部）

年に1回は受診して